

## 平成22年第11回教育委員会定例会

【日 時】平成22年10月26日(火)午後1時30分～午後4時00分

【場 所】北栄町役場大栄庁舎 第1会議室

【出席者】吉田助三郎委員長・河本恒夫委員長職務代理者・斎尾暁美委員・磯江典子委員・岩垣教育長・杉川教育総務課長・田中英伸生涯学習課長・阪本指導主事・桑本指導主事・大庭教育総務課係長

### 【議事日程】

1 会議録署名委員の指名 河本委員、齋尾委員を指名

2 行政報告

教育長

・10月5日鳥取県教育委員会及び市町村教育長意見交換会について

国の定数改善計画案にかかる来年度以降の少人数学級のあり方について

県教育委員会では国の計画を上回る県独自の制度を設けており、基本的に従来どおり実施する。市町村側も従来どおり行ってほしいと要望。県からは少人数学級の取り組みについて今まで以上に取り組んでほしいとのことであった。

学級編成に係る権限の見直しについて

学級編成基準については、市町村が地域の実情に応じ柔軟な学級編成を実施できるよう見直しの方向性が示されており、このことから、市町村が基準を定められるよう権限委譲について検討されている。また、あわせて教員配置、給与負担とも市町村に委ねることも考えられ、市町村の意見を聴きたいとのことであった。

市は別として、教員配置について、町村負担で単独配置も考えられるが、町村では、財政面、人材面などから見ても取り組み困難であり、権限委譲の必要ないとの考え方である。

教育局のあり方について

局の存続については、必要性を説きながら要望をしている。局の廃止より前に他の業務の改革のほうが必要であると考えている。

・10月6・12日事務事業(教育委員会関係)の課題と目標に伴う中間協議について

給食センター調理部門の民間委託については、1年間検証を行っていくこととした。

・10月13日文化会館及び大野児童館の館長について

10月13日付けで西村康子さんを任命した。

・10月25日ごうぎんからの寄附(図書カード)について

・10月18日予定していた音田さん1,000万円の寄附については延期となった。

・10月18から26日まちづくりビジョン素案に対する各種団体との意見交換について

12月議会提案・議決 まちづくりビジョン策定

総合計画とすると、具体的な目標が盛り込まれ、財政状況により実現が困難なことから、まちづくりビジョンとして策定し、ビジョンを柱としながら予算編成を行っていくこととしたものである。

(質問)まちづくりビジョンの担当は。

(回答)企画振興課である。

(質問)ビジョンの位置づけは。

(回答) 全体の中のまちづくり、町政全般に関するビジョンとなる。

(質問) 県教育委員会との意見交換会は、県と市町村のもので、権限を市町村に移譲するということか。

(回答) 市は別として、町村では受けれない現状。鳥取市は受け入れ可能ということのようだが、町村規模では実際対応はできないと考える。内容、流れから、規模の大きな都市を対象としている。

#### 教育総務課

- ・学校行事について
- ・北栄町教育行政評価委員会の開催について
- ・小学校に野球チームからの寄付について
- ・鳥取県中学校駅伝競走大会について
- ・同日公開参観日の実施について

#### 生涯学習課長

- ・あいさつ運動推進について
- ・北栄町スポーツ・レクリエーション祭について
- ・第23回すいか・ながいも健康マラソン大会実行委員会の開催について
- ・子育て学習講座の開催について
- ・第6回北栄町美術展の開催について
- ・第65回米子～鳥取間駅伝競争大会について
- ・第5回北栄町駅伝競走大会の開催について
- ・図書館まつりの開催について

(質問) すいか・ながいも健康マラソン大会の反省はまだか。

(回答) 運営ボランティアの意見取りまとめをしているが、団体が大きく複数にわたる女性団体がまだ意見が出てきていない。まとまった段階で実施することとしている。

(質問) 美術展は公民館が狭いということか。

(回答) 高齢者などに優しい施設ということで、広い駐車場も近く、広い施設ということで、北条農村環境改善センターで実施する。

### 3 協議事項

(1) 生徒派遣に係る補助制度について

(質問) 考え方として、「学校教育」の補助、「社会体育」の補助、その中でも、部活動とスポーツ競技の育成をどう考えるかである。特に、検討事項のJOC大会の扱いをどうするか検討が必要となる。JOC大会はどのような大会か。

(回答) JOC大会は、各競技種目団体が競技者の育成を目的に開催する大会で、中体連の学校教育の大会としての位置づけではないものである。教員の扱いにしても、県においては県費旅費を支給することはないし、参加する場合は、休暇を取得し参加するものである。教員については、業務出張ではないという考え方。しかし、最近JOC大会が平日に行われる。教員は生徒に目標を持たせ部活動に取り組むのはいいが、休日ならまだいいが、平日では授業は進んでしまう。学校としてどうかと考える。

(質問) 教員はどのような扱いで行くのか。子どもたちはどうか。

(回答) 平日の場合、教員は有給休暇なり、特別休暇を取得し、自費で参加する。子どもたちは、通常欠席となるが、運用の中で校長が出席扱いとする場合がある。教員が生徒を部活動の延

長として大会参加をしている。純粋に考えれば、部活動ではない。

(質問) 教員は、旅費がでないのか。

(回答) JOC大会は、旅費の支給はしないこととされている。ただ、休暇の取得は認められている。校長の判断も困難だと思われる。JOC大会を調査したところ、各競技種目団体が主催しているもので、文部科学省は後援しているものである。

(意見) JOC大会は、学校教育として行われているものではない。部活動の顧問が生徒に目標を与え取り組んでいるが、教員の休暇などの扱いなどを考えても、学校教育の枠ではない。しかし、町でも盛り上げて支援してもいい。

(意見) 現行のとおり、JOC大会は、学校教育ではないと考える。だからスポーツ県外派遣補助金で援助すべきだと考える。

(意見) 補助金云々、顧問の先生がどう説明して子どもたちが取り組んでいるかわからないが、子どもたちが欠席して出場する場合には出席扱いとして取り扱ってほしい。

(回答) 各校長の裁量部分となると考えている。スポーツ県外派遣補助金であれば登録されれば補助金の対象にもなり、趣旨的にもスポーツ県外派遣と考える。

(結論) JOC大会は学校教育での生徒派遣補助ではなく、スポーツ県外派遣補助とする。

(趣旨) 今までの経過としては、ある部活動が中国大会に参加した際に、温泉地の宿で1泊13千円近くするところに宿泊した経過があった。このことから何らかの歯止め、上限が必要ではないかということで通常のビジネスホテル並みの料金を持って上限とするということから7,000円としたものである。

(質問) 今までの実績から見ると7,000円を超え、保護者が手出しすることがあったと思われるがどうか。だいたい、大会の宿泊は大会実行委員会へ依頼するものではないか。

(回答) 補助金資料を見ると7,000円では宿泊できていない現状。宿泊については、大会での食中毒など不足な事態に備え、大会主催者が宿泊要綱を設け、原則、申込に基づいて宿泊の振り分けを行うようである。よって、大会主催者は会場周辺の宿泊施設をあらかじめ抑えている。なお、宿泊料金はいろいろあるが、選手が最も優先され、順位としては、監督・コーチ、引率教諭、保護者の順である。したがって、通常に申し込めばほぼ希望どおりの宿泊施設となるようだ。

(意見) 今の説明で行けば、8,000円前後の宿をあらかじめ申し込めばほぼ希望どおりに宿泊できるということである。やはり、保護者の負担軽減のこともあり、ある程度の上限は必要だが、全額実費することを基本に考える必要があると考える。

(意見) ほぼ申込どおりで宿泊できるようなので、全額実費を補助するという趣旨から、原則は、大会申込による宿泊とし、実費を補助するのがいいのではないか。

(意見) 考え方は原則大会主催者に申し込むことでいいが、やはり際限なく補助するのはどうかと考えるため、上限として旅費で定められている金額までとしたほうがいいと考える。

(まとめ) 話し合ったことをまとめると、通常通り宿泊申込をすれば、全額実費補助できることから、原則、大会主催者に最低金額の宿泊施設を申込することとし、金額の上限を旅費規定の金額を上限とすることとする。なお、このことについては、内規を変更することでいいと考える。

(趣旨) 県内で大会が開催されたときの宿泊について補助するかどうかであるが、議員の質問では、時間的なことや万全な体制で競技に挑ませたいということで前日に宿泊させているが、補助金交付要綱で補助の対象外となっており、補助がない。補助すべきであるということである。

(意見) 県大会でも米子、鳥取であった場合には宿泊するわけでもない。いい成績をとらせたいのなら、平常通り家から通わせることで、平常心を保つことができるのではないか。逆に宿泊させることで、環境が変わり興奮状態となるのではないか。

(説明) 基本的には日帰りと考えることが通常のものである。今年もバドミントンは米子、柔道は松江であったが前泊はしていない。前泊をしたのは鳥取であった陸上のみである。陸上は県が陸連のもとひとつにまとめ、個人の競技日程に関係なく宿泊しているようだ。

(意見) 子どもの生活からいって宿泊すればいいというものではないが、子どもの体力的な負担、保護者の負担軽減から時間によっては、前泊を認めてもいいのではないか。

(意見) 子供のことを考えなければいけない。しかし、競技時間によっては前泊は必要ないものも当然あり、限られた町の予算の中でそこまで補助する必要はないと考える。

(意見) 大会スケジュールによって判断することでもいいのではないか。

(結論) そうしたら、大会日程により前泊補助を認めることとし、その判断は事務局、教育長が行うこととする。

## (2) 準要保護児童生徒就学援助制度について

### 準要保護児童生徒認定基準について

(趣旨) まず、認定基準であるが、議員の質問では、昨今の状況から緩和してはどうかという質問であり、検討すると答弁したものである。

(説明) 準要保護の就学援助制度は、平成18年度までは国の援助であったが、市町村の援助となったため、基準を設けて援助しているものであるが、その際に国の基準を参考にしながら現在の規則で定める基準となったものである。したがって、若干他の市町とは違うものである。この基準について、一般質問答弁書を作成する段階で町長、副町長との協議では、資料17ページの国が示していた基準の「m」、「n」、「o」を追加するかなということであった。特に国や他町では教育委員会の裁量基準があるが本町はないということもある。

(意見) 予算的なこともあるが、町長、副町長も基準の緩和の方向で考えているようであり、国や他町とのすりあわせから、「m」、「n」、「o」を追加することでいいと考えるがどうか。

(結論) 現在の基準に「m」、「n」、「o」を追加する。

### 準要保護児童生徒就学援助費目について

(趣旨) 援助費目についてであるが、これも議員の質問があり、費目について検討すると答弁したものである。

(説明) 現行の制度について、国の要保護就学援助、町の準要保護就学援助費目は資料のとおりである。ほぼ町の制度は国に準じて費目を設けている。違いがあるものとしては、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」である。クラブ活動費、生徒会費は町で予算措置していると考えられる。PTA会費は保護者が負担しているものであり、一律に負担しているものということであればPTA会費ではないかと考えられる。その他は既に援助済みだと思われる。

(意見) 学用品や通学用品、新入学の費用、修学旅行、給食費とある程度の保護者負担部分は援助されていると思われる。そのほかということであれば教育長の言うものではないか。

(意見) 保護者が負担しているもので拡大するとなればなかなかない。学級費やPTA会費となるのではないか。

(結論)「PTA会費」を追加することとする。

(3) 教職員の交通事故について

(4) 全国学力状況調査の実施について

(提案) 来年度の全国学力状況調査を行うかどうか協議をお願いしたい。これは来年度抽出校とならなかったときの予算要求を行ううえで検討いただくものである。なお、倉吉、境港、南部は受けていない。

(質問) メリット、デメリットは何かあるのか。

(回答) メリットは、質問用紙がある。家庭教育12か条に活用できる。デメリットは、テストが4月に実施されるが、集計が8月と遅くなる。利用価値があまりない。また、その他の検査も実施しており、ある程度把握している。

(意見) 受けない理由がなかなか見当たらないと思うが。

(質問) 学校はどう考えているのか。

(回答) 利用価値もあまりないことからいいとは感じていない。

(質問) 費用負担はどうか。

(回答) 平成22年度実施したが、県が費用負担した。来年度はわからない。

(結論) 校長の意見を聞くこととするが、処理、費用負担を県が行うなら実施するというところでどうか。

#### 4 報告

#### 5 その他

- ・教育振興寄付について
- ・平成22年度生活発表会・学習発表会・文化祭について(ご案内)
- ・次回定例教育委員会は、11月30日(火)の予定とする。